

固定資産税届出関係書類電子ファイリング業務委託（単価契約）その2に関する質問回答書

番号	質問	回答
1	<p>契約となった場合、弊社の100%子会社に本業務を委託することは可能でしょうか。</p>	<p>一括委任又は一括下請負は禁止です（契約書第5条）。一部委任又は下請負するときは、相手方の名称等の通知が必要です（契約書第6条）。市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第6条第1項に規定する書面による申請及び再委託先と締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案の添付が必要です。</p>
2	<p>公告の4-（1）-③にある「業務責任者の資格」 本業務と同等以上の業務についての実務経験を証明する経歴書 についての書式等どのようにすればいいでしょうか。</p>	<p>書式は任意のもので構いません。</p>
3	<p>単価とは、総金額を203,500枚で割った金額でいいでしょうか。</p>	<p>一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項 1 入札書の提出に関する事項(2)をご確認ください。 単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札書に記入することとし、1円未満の端数金額の入札書への記載を可（ただし小数第3位まで）とする。落札決定に当たっては、次の計算式により予定総金額を算出する。 入札書記載の単価×予定数量×1.10 （当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。） なお、予定数量は203,500枚です。</p>